

兵庫県公報

平成25年3月29日 金曜日 第23号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

訓令	ページ
○ 決裁規程等の一部を改正する訓令（人事課）	1
○ 行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令（同）	21
告示	
○ 本庁の課に置く参事並びに県民局、県民局の室及び県民局の事務所に置く参事並びに地方機関に置く参事の名称を定める規程の一部を改正する規程（人事課）	22

訓令

兵庫県訓令第1号

本庁
地方機関

決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

決裁規程等の一部を改正する訓令

(決裁規程の一部改正)

第1条 決裁規程（昭和42年兵庫県訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「部長（）」の右に「知事公室長、」を加え、「知事室長、」を削る。

第5条の2中「及び消防課」を「、消防課及び産業保安課」に、「第6条第2項各号」を「次条第2項各号」に改める。

第6条第2項第3号中「行政組織規則」の右に「（昭和36年兵庫県規則第40号）」を加え、同項第13号を同項第14号とし、同項第12号の次に次の1号を加える。

(13) 県が保有する債権の放棄に関する条例（昭和39年兵庫県条例第10号）第3条の規定に基づき、債権を放棄すること。

第7条第2項第1号中「知事室長、」を削り、「知事室長等」を「政策調整局長等」に改め、同項第4号及び第5号中「知事室長等」を「政策調整局長等」に改め、同条第3項第1号中「、医師・歯科医師職4級の職員及び大学教育職4級の職員」を「及び医師・歯科医師職4級の職員」に改める。

第9条第2項第44号中「減免すること」の右に「（第6条第2項第13号に掲げる場合を除く。）」を加え、同条第3項第11号テ中「管理すること」の右に「（第6条第2項第13号及び前項第44号に掲げる場合を除く。）」を加え、同条第4項を削り、同条第5項中「第3項第7号」を「前項第7号」とし、同項を同条第4項とする。

附則第3項（見出しを含む。）中「政策部長」を「知事公室長、政策部長」に改める。

附則に次の1項を加える。

4 第6条第1項及び前項の規定により読み替えて適用する同条第2項に規定する事項のほか、知事公室長が専決することができる事項は、秘書課、広報課、情報企画課及び大学課に係る第7条第2項各号に掲げる事項とする。

別表第1企画県民部の部広報課の項の次に次のように加える。

情報企画
課

1 電子計算組織の運営計画を決定すること。

		<p>2 電子計算組織の適用業務の決定をすること。</p>	
<p>大学課</p>	<p>1 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第14条の規定に基づき、公立大学法人兵庫県立大学（以下この項において「法人」という。）の理事長及び監事を任命すること。</p> <p>2 地方独立行政法人法第17条の規定により法人の理事長及び監事を解任すること。</p> <p>3 地方独立行政法人法第55条の規定に基づき、法人の理事長の営利企業等への従事を承認すること。</p>	<p>1 地方独立行政法人法第22条第1項の規定に基づき、法人の業務方法書の認可又は変更の認可をすること。</p> <p>2 地方独立行政法人法第26条第1項の規定に基づき、法人の中期計画の認可又は変更の認可をすること。</p> <p>3 地方独立行政法人法第26条第4項の規定に基づき、法人に対し中期計画の変更を命ずること。</p> <p>4 地方独立行政法人法第34条第1項の規定に基づき、法人の財務諸表を承認すること。</p> <p>5 地方独立行政法人法第36条の規定に基づき、会計監査人を選任すること。</p> <p>6 地方独立行政法人法第39条の規定に基づき、会計監査人を解任すること。</p> <p>7 地方独立行政法人法第40条第3項の規定に基づき、法人の残余の額の剰余金の使途への充当を承認すること。</p> <p>8 地方独立行政法人法第40条第4項の規定に基づき、法人の積立金の処分を承認すること。</p> <p>9 地方独立行政法人法第41条第1項の規定に基づき、法人の認可中期計画に定める限度額を超える短期借入金の借入れを認可すること。</p> <p>10 地方独立行政法人法第41条第2項の規定に基づき、法人の短期借入金の借換えを認可すること。</p> <p>11 地方独立行政法人法第88条第1項の規定に基づ</p>	

		<p>き、法人の業務並びに資産及び債務の状況に関し、報告を徴し、又は立入検査をさせること。</p> <p>12 地方独立行政法人法第89条第1項の規定に基づき、法人に対し、必要な措置を命ずること。</p>
--	--	--

別表第1企画県民部の部広域行政課の項の次に次のように加える。

エネルギー対策課	<p>1 水資源開発促進法(昭和36年法律第217号)第3条第1項の規定に基づき、水資源開発水系の指定について国土交通大臣に意見を述べること。</p> <p>2 工業用水法(昭和31年法律第146号)第3条第3項の規定に基づき、工業用井戸水の採取を規制する地域の指定について経済産業大臣及び環境大臣に意見を述べること。</p> <p>3 発電用施設周辺地域整備法(昭和49年法律第78号)第4条第1項又は第9項の規定に基づき、公共用施設整備計画の作成又は変更について主務大臣に協議し、その同意を求めること。</p>	<p>水資源開発促進法第4条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、水資源開発基本計画の決定又は変更について国土交通大臣に意見を述べること。</p>
----------	---	--

別表第1企画県民部の部地域振興課の項知事決裁事項の欄1から3までを削り、同欄4を同欄1とし、同欄5から7までを同欄2から4までとし、同項部長専決事項の欄1を削り、同欄2を同欄1とし、同欄3から5までを同欄2から4までとし、同欄に次のように加える。

- 5 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第5条第1項の規定に基づき、過疎地域自立促進方針を定めること。
- 6 過疎地域自立促進特別措置法第7条第1項の規定に基づき、過疎地域自立促進都道府県計画を定めること。
- 7 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第6項の規定に基づき、総合整備計画について当該市町に協力して講じようとする措置の計画を定めること。
- 8 離島振興法(昭和28年法律第72号)第4条第1項の規定に基づき、離島振興計画を定めること。

別表第1企画県民部の部地域再生課の項を削り、同部総務課の項知事決裁事項の欄3中「第288条第1項」を「第288条」に改め、同項局長専決事項の欄中「第287条の3」を「第287条の4」に改め、同部財政課の項知事決裁事項の欄4中「及び第2項」を削り、同項部長専決事項の欄3中「同法」を「自治法」に改め、同部市町振興課の項局長専決事項の欄44中「(平成15年法律第118号。以下「地独法」という。)」を削り、同欄45中「地独法」を「地方独立行政法人法」に改め、同部情報企画課の項を削り、同部人事課の項知事専決事項の欄1中「、医師・歯科医師職3級」を「並びに医師・歯科医師職3級」に改め、「並びに大学教育職4級

の職員」を削り、同欄中3を削り、4を3とし、5から15までを4から14までとし、同欄16中「及び公立学校教育職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第45号。以下「教職員給与条例」という。）第11条第1項」を削り、同欄16を同欄15とし、同欄17中「及び教職員給与条例第11条第2項」を削り、同欄17を同欄16とし、同欄18を削り、同欄19を同欄17とし、同欄20を同欄18とし、同欄21を削り、同項部長専決事項の欄1中「、看護職4級」を「及び看護職4級」に改め、「並びに大学教育職3級の職員」を削り、同欄3中「及び教職員給与条例第12条第2項又は第7項」を削り、同項局長専決事項の欄10中「及び教職員給与条例第11条第1項」を削り、同欄11中「及び教職員給与条例第11条第2項」を削り、同欄12中「及び教職員給与条例第12条第2項又は第7項」を削り、同欄13中「及び教職員給与条例第12条の2」を削り、同欄14中「及び教職員給与条例第28条の3第1項（第29条第5項及び第40条第8項において準用する場合を含む。）」を削り、同欄22中「（昭和36年兵庫県規則第40号）」を削り、同部教育課の項知事決裁事項の欄7から9までを削り、同表健康福祉部の部総務課の項部長専決事項の欄中「准看護師試験委員、」を削り、同部福祉法人課の項局長専決事項の欄4中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「平成17年法律第123号」の右に「。以下「障害者総合支援法」という。」を加え、同部障害福祉課の項局長専決事項の欄1から4までの規定並びに同部障害者支援課の項局長専決事項の欄1及び2中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同部消費生活課の項局長専決事項の欄中19を20とし、13から18までを14から19までとし、12の次に次のように加える。

13 消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第3項の規定に基づき、消費生活センターの名称、住所等を公示すること。

別表第1健康福祉部の部生活衛生課の項局長専決事項の欄中21及び22を削り、23を21とし、24から32までを22から30までとし、同部医務課の項局長専決事項の欄中24を削り、25を24とし、26から31までを25から30までとし、同部健康増進課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

5 受動喫煙の防止等に関する条例（平成24年兵庫県条例第18号）第18条第1項及び第2項の規定に基づき、施設管理者に対し、受動喫煙の防止等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすること。

6 受動喫煙の防止等に関する条例第18条第3項の規定に基づき、同条第1項又は第2項に規定する勧告を受けた施設管理者がその勧告に従わなかった旨を公表すること。

7 受動喫煙の防止等に関する条例第18条第4項の規定に基づき、施設管理者に対し、同条第1項に規定する勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第1健康福祉部の部薬務課の項局長専決事項の欄7中「第72条の2第1項又は第2項」を「第72条の2第2項」に、「薬局開設者等」を「配置販売業者」に改め、同表産業労働部の部産業保安課の項を削り、同表農政環境部の部林務課の項局長専決事項の欄1中「第4条第7項」を「第4条第8項」に改め、同欄2中「又は第4項」を「又は第5項」に改め、同欄10中「及び第18条第2項、第18条の3第3項又は第18条の4第5項若しくは第6項の規定により適用される場合を含む。）又は第18条の2第3項（第18条の4第2項の規定により適用される場合）」を削り、「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同欄11から13までの規定中「（第18条第2項、第18条の3第3項又は第18条の4第5項若しくは第6項の規定により適用される場合を含む。）」を削り、「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同欄14中「（第18条第2項、第18条の3第3項又は第18条の4第5項若しくは第6項の規定により適用される場合を含む。）又は第18条の3第4項（第18条の4第5項の規定により適用される場合を含む。）」を削り、「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同欄15中「（第18条第2項、第18条の3第3項又は第18条の4第5項若しくは第6項の規定により適用される場合を含む。）」を削り、「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同欄16中「仮理事」を「一時役員」の職務を行う者に改め、同部水大気課の項局長専決事項の欄8中「電気事業法」の右に「（昭和39年法律第170号）」を、「ガス事業法」の右に「（昭和29年法律第51号）」を加え、同表県土整備部の部道路保全課の項局長専決事項の欄中18を19とし、11から17までを12から18までとし、同欄10中「付帯工事」を「附帯工事」に改め、同欄中10を11とし、9を10とし、8を9とし、7の次に次のように加える。

8 道路法第17条第4項の規定に基づき、指定市以外の市町が国道又は県道の歩道の新設等を行うことについての協議に同意すること。

別表第1県土整備部の部都市政策課の項知事決裁事項の欄4中「第9条第10項（同条第14項に準用する場合を含む。）」を「第9条第1項」に改め、「こと」の右に「（国土利用計画の変更に伴うものに限る。）」を加え、同項局長専決事項の欄4中「同条第8項」を「同条第9項」に改め、同欄中53を57とし、38から52までを42から56までとし、同欄37中「第27条の15第1項」を「第27条の22第1項」に改め、同欄37を同欄41とし、同欄36中「第27条の15第1項」を「第27条の22第1項」に改め、同欄中36を40とし、35を39とし、34を38と

し、38の前に次のように加える。

36 景観条例第21条の14第2項又は第5項の規定に基づき、保存活用計画の認定又はその変更の認定をすること。

37 景観条例第21条の20第2項の規定に基づき、保存活用計画の認定を取り消すこと。

別表第1 県土整備部の部都市政策課の項局長専決事項の欄中33を35とし、32を34とし、31を33とし、同欄30中「風景形成基準」を「広域景観形成基準」に改め、同欄30を同欄32とし、同欄29中「風景形成地域」を「広域景観形成地域」に改め、同欄29を同欄31とし、同欄中28を30とし、11から27までを13から29までとし、同欄10中「第27条」の右に「(第27条の5第4項及び第27条の8第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄10を同欄12とし、同欄中9を11とし、5から8までを7から10までとし、同欄4の次に次のように加える。

5 国土利用計画法第9条第1項の規定に基づき、土地利用基本計画を変更すること（国土利用計画の変更に伴うものを除く。）。

6 国土利用計画法第9条第10項（同条第14項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、土地利用基本計画の策定及びその変更について国土交通大臣に協議すること。

別表第1 県土整備部の部都市計画課の項局長専決事項の欄25中「(店舗面積が3千平方メートルを超えるものに限る。28及び29において同じ。)」を削り、同欄28中「作成し、これを事業者に送付し、又は意見を有しない旨を事業者に通知すること（床面積が3千平方メートルを超えるものに限る。31から36までにおいて同じ。）」を「作成すること」に改め、同欄29を削り、同欄30中「作成し、これを事業者に送付し、又は意見を有しない旨を事業者に通知する」を「作成する」に改め、同欄中30を29とし、31を30とし、32を31とし、33を削り、34を32とし、同部市街地整備課の項局長専決事項の欄44中「第13条第5項」を「第13条第4項」に改め、同欄45及び46中「防災街区整備組合」を「防災街区計画整備組合」に改め、同欄47中「準用する」の右に「密集市街地整備法」を加え、「防災街区整備組合」を「防災街区計画整備組合」に改め、同欄48から51までの規定中「防災街区整備組合」を「防災街区計画整備組合」に改め、同欄中71を85とし、52から70までを66から84までとし、51の次に次のように加える。

52 密集市街地整備法第122条第1項の規定に基づき、個人施行者による防災街区整備事業の施行を認可すること。

53 密集市街地整備法第132条第1項の規定に基づき、個人施行者による防災街区整備事業の終了を認可すること。

54 密集市街地整備法第136条第1項の規定に基づき、防災街区整備事業組合の設立を認可すること。

55 密集市街地整備法第163条第4項の規定に基づき、防災街区整備事業組合の解散を認可すること。

56 密集市街地整備法第165条第1項の規定に基づき、事業会社による防災街区整備事業の基準及び事業計画を認可すること。

57 密集市街地整備法第178条第1項の規定に基づき、事業会社による防災街区整備事業の終了を認可すること。

58 密集市街地整備法第179条第1項の規定に基づき、市町による防災街区整備事業の事業計画において定めた設計の概要を認可すること。

59 密集市街地整備法第188条第1項の規定に基づき、市のみが設立した地方住宅供給公社による防災街区整備事業の施行規程及び事業計画を認可すること。

60 密集市街地整備法第204条第1項の規定に基づき、権利変換計画を認可すること。

61 密集市街地整備法第258条第1項の規定に基づき、事業代行の開始を決定すること。

62 密集市街地整備法第269条第2項の規定に基づき、個人施行者に対する防災街区整備事業の施行の認可を取り消すこと。

63 密集市街地整備法第270条第4項の規定に基づき、防災街区整備事業組合の設立の認可を取り消すこと。

64 密集市街地整備法第271条第4項の規定に基づき、事業会社に対する防災街区整備事業の施行の認可を取り消すこと。

65 密集市街地整備法第272条第1項の規定に基づき、市町が行う処分又は工事について必要な措置を命ずること。

別表第2に次のように加える。

<p>産業保安課</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第5条第1項の規定に基づき、高圧ガスの製造の許可をすること。 2 高圧ガス保安法第9条の規定に基づき、第1種製造者の許可を取り消すこと。 3 高圧ガス保安法第11条第3項の規定に基づき、第1種製造者に製造のための施設の修理その他必要な措置を命ずること。 4 高圧ガス保安法第12条第3項の規定に基づき、第2種製造者に製造のための施設の修理その他必要な措置を命ずること。 5 高圧ガス保安法第14条第1項の規定に基づき、第1種製造者の製造のための施設等の変更の許可をすること。 6 高圧ガス保安法第15条第2項の規定に基づき、第1種貯蔵所又は第2種貯蔵所の所有者又は占有者にその貯蔵の方法の改善を命ずること。 7 高圧ガス保安法第16条第1項の規定に基づき、第1種貯蔵所の設置の許可をすること。 8 高圧ガス保安法第18条第3項の規定に基づき、第1種貯蔵所又は第2種貯蔵所の所有者又は占有者にその施設の修理その他必要な措置を命ずること。 9 高圧ガス保安法第19条第1項の規定に基づき、第1種貯蔵所の施設等の変更の許可をすること。 10 高圧ガス保安法第20条第1項ただし書の規定に基づき、指定完成検査機関を指定すること。
--------------	--	--

- 11 高圧ガス保安法第20条の5第3項の規定に基づき、勧告に従わなかった旨を公表すること。
- 12 高圧ガス保安法第20条の6第2項の規定に基づき、販売業者等に必要な措置を命ずること。
- 13 高圧ガス保安法第22条第1項第1号の規定に基づき、指定輸入検査機関を指定すること。
- 14 高圧ガス保安法第24条の3第3項の規定に基づき、特定高圧ガス消費者にその施設の修理その他必要な措置を命ずること。
- 15 高圧ガス保安法第26条第4項の規定に基づき、第1種製造者に危害予防規程を守ること又はその従業者に当該危害予防規程を守らせるために必要な措置を命ずること。
- 16 高圧ガス保安法第30条の規定に基づき、製造保安責任者免状又は販売主任者免状の返納を命ずること。
- 17 高圧ガス保安法第34条の規定に基づき、第1種製造者、第2種製造者、販売業者又は特定高圧ガス消費者に保安統括者等若しくはその代理者、販売主任者又は取扱主任者の解任を命ずること。
- 18 高圧ガス保安法第35条第1項第1号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定すること。
- 19 高圧ガス保安法第38条第1項の規定に基づき、第1種製造者等の許可を取り消し、又はその製造等の停止を命ずること。
- 20 高圧ガス保安法第38条第2項の規定に基づき、第

2種製造者、第2種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者又は特定高压ガス消費者に製造、貯蔵、販売又は消費の停止を命ずること。

21 高压ガス保安法第39条の規定に基づき、緊急措置を命ずること。

22 高压ガス保安法第41条第2項の規定に基づき、容器製造業者にその設備の修理その他必要な措置を命ずること。

23 高压ガス保安法第52条第4項の規定に基づき、容器検査所の登録を受けた者に検査主任者の解任を命ずること。

24 高压ガス保安法第53条の規定に基づき、容器検査所の登録を取り消し、又は容器再検査若しくは附属品再検査の停止を命ずること。

25 高压ガス保安法第56条第1項の規定に基づき、不良容器の処分を命ずること。

26 高压ガス保安法第58条の14第3項の規定に基づき、指定試験機関に試験事務の適正な実施のために必要な措置を指示すること。

27 高压ガス保安法第58条の23第3項（同法第58条の30の2第2項又は第58条の30の3第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関に業務規程の変更を命ずること。

28 高压ガス保安法第58条の27（同法第58条の30の2第2項又は第58条の30の

3 第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関に完成検査を実施する者、輸入検査を実施する者又は保安検査を実施する者の解任を命ずること。

29 高圧ガス保安法第58条の29(同法第58条の30の2第2項又は第58条の30の3第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関に必要な措置を命ずること。

30 高圧ガス保安法第58条の30(同法第58条の30の2第2項又は第58条の30の3第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、指定完成検査機関、指定輸入検査機関又は指定保安検査機関の指定を取り消し、又はその業務の停止を命ずること。

31 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。)第13条第2項の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者に必要な措置を命ずること。

32 液化石油ガス法第14条第2項の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者に書面の交付又は再交付を命ずること。

33 液化石油ガス法第16条第3項の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者に貯蔵施設の修理その他必要な措置を命ずること。

34 液化石油ガス法第16条の2第2項の規定に基づ

き、液化石油ガス販売事業者に供給設備の修理その他必要な措置を命ずること。

35 液化石油ガス法第22条の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者に業務主任者等の解任を命ずること。

36 液化石油ガス法第25条の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者の登録を取り消すこと。

37 液化石油ガス法第26条の規定に基づき、液化石油ガス販売事業者の登録を取り消し、又はその事業の停止を命ずること。

38 液化石油ガス法第34条第3項の規定に基づき、保安機関に保安業務の実施又はその方法の改善を命ずること。

39 液化石油ガス法第35条第3項の規定に基づき、保安機関に保安業務規程の変更を命ずること。

40 液化石油ガス法第35条の2の規定に基づき、保安機関に必要な措置を命ずること。

41 液化石油ガス法第35条の3の規定に基づき、保安機関の認定を取り消すこと。

42 液化石油ガス法第35条の5の規定に基づき、消費設備の所有者又は占有者に消費設備の修理その他必要な措置を命ずること。

43 液化石油ガス法第35条の10第2項の規定に基づき、認定液化石油ガス販売事業者の認定を取り消すこと。

44 液化石油ガス法第36条第1項の規定に基づき、貯蔵施設等の設置の許可を

すること。

45 液化石油ガス法第37条の2第1項(液化石油ガス法第37条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、貯蔵施設等の変更の許可をすること。

46 液化石油ガス法第37条の4第1項の規定に基づき、充填設備の許可をすること。

47 液化石油ガス法第37条の5第3項の規定に基づき、充填事業者が充填設備の修理その他必要な措置を命ずること。

48 液化石油ガス法第37条の7第1項の規定に基づき、貯蔵施設等の許可を取り消し、又はその使用の停止を命ずること。

49 液化石油ガス法第38条の4第4項の規定に基づき、液化石油ガス設備士免状の返納を命ずること。

50 液化石油ガス法第38条の25第3項の規定に基づき、指定試験機関に試験事務の適正な実施のために必要な措置を指示すること。

51 ガス事業法第45条第2項の規定に基づき、植物の伐採又は移植に係る損失の補償について裁定すること。

52 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第3条の規定に基づき、火薬類の製造の許可をすること。

53 火薬類取締法第5条の規定に基づき、火薬類の販売営業の許可をすること。

54 火薬類取締法第8条の規定に基づき、製造業者又は販売業者の許可を取り消すこと。

- 55 火薬類取締法第9条第3項の規定に基づき、製造業者にその施設の修理その他必要な措置を命ずること。
- 56 火薬類取締法第10条第1項の規定に基づき、製造施設等の変更の許可をすること。
- 57 火薬類取締法第12条第1項の規定に基づき、火薬庫の設置、移転又はその構造若しくは設備の変更の許可をすること。
- 58 火薬類取締法第14条第2項の規定に基づき、火薬庫の所有者又は占有者に火薬庫の修理その他必要な措置を命ずること。
- 59 火薬類取締法第15条第1項ただし書の規定に基づき、指定完成検査機関を指定すること。
- 60 火薬類取締法第17条第1項の規定に基づき、火薬類の譲渡し又は譲受けの許可をすること。
- 61 火薬類取締法第17条第3項の規定に基づき、火薬類の譲渡し又は譲受けの許可を取り消すこと。
- 62 火薬類取締法第25条第1項の規定に基づき、火薬類の消費の許可をすること。
- 63 火薬類取締法第25条第3項の規定に基づき、火薬類の消費の許可を取り消すこと。
- 64 火薬類取締法第28条第4項の規定に基づき、危害予防規程の変更を命ずること。
- 65 火薬類取締法第31条第5項の規定に基づき、火薬類製造保安責任者免状及び火薬類取扱保安責任者免状の返納を命ずること。

- 66 火薬類取締法第34条第1項の規定に基づき、製造業者に製造保安責任者等の解任を命ずること。
- 67 火薬類取締法第34条第2項の規定に基づき、火薬庫の所有者等に取扱保安責任者等の解任を命ずること。
- 68 火薬類取締法第35条第1項第1号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定すること。
- 69 火薬類取締法第44条の規定に基づき、製造業者又は販売事業者の許可を取り消し、又は事業の停止を命ずること。
- 70 火薬類取締法第45条の規定に基づき、緊急措置を命ずること。
- 71 火薬類取締法第45条の29第3項の規定に基づき、指定完成検査機関の業務規程の変更を命ずること。
- 72 火薬類取締法第45条の31の規定に基づき、指定完成検査機関の完成検査を実施する者の解任を命ずること。
- 73 火薬類取締法第45条の33の規定に基づき、指定完成検査機関に必要な措置を命ずること。
- 74 火薬類取締法第45条の34の規定に基づき、指定完成検査機関の指定を取り消し、又は完成検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- 75 火薬類取締法第45条の38第2項において準用する同法第45条の29第3項の規定に基づき、指定保安検査機関の業務規程の変更を命ずること。
- 76 火薬類取締法第45条の38第2項において準用す

る同法第45条の31の規定に基づき、指定保安検査機関の保安検査を実施する者の解任を命ずること。

77 火薬類取締法第45条の38第2項において準用する同法第45条の33の規定に基づき、指定保安検査機関に必要な措置を命ずること。

78 火薬類取締法第45条の38第2項において準用する同法第45条の34の規定に基づき、指定保安検査機関の指定を取り消し、又は保安検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

79 武器等製造法（昭和28年法律第145号）第17条第1項の規定に基づき、猟銃等製造事業の許可をすること。

80 武器等製造法第19条第1項の規定に基づき、猟銃等販売事業の許可をすること。

81 武器等製造法第20条において準用する同法第6条の規定に基づき、猟銃等製造事業者又は猟銃等販売事業者の許可を取り消すこと。

82 武器等製造法第20条において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、猟銃等製造事業者等の製造し、又は販売する猟銃等の種類の変更の許可をすること。

83 武器等製造法第20条において準用する同法第12条第1項の規定に基づき、猟銃等製造事業者等の工場等の移転の許可をすること。

84 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第

		<p>6項の規定に基づき、電気工事士免状の返納を命ずること。</p> <p>85 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号。以下「電気工事業法」という。）第6条第1項の規定に基づき、登録を拒否すること。</p> <p>86 電気工事業法第17条第2項の規定に基づき、電気工事業者であった者又はその一般承継人に電気工事の施工の差止めを命ずること。</p> <p>87 電気工事業法第27条第1項又は第2項の規定に基づき、電気工事業者に電気工事による危険及び障害の発生の防止のため、必要な措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>88 電気工事業法第28条第1項の規定に基づき、電気工事業者の登録を取り消し、又はその事業の停止を命ずること。</p> <p>89 電気事業法第63条第1項の規定に基づき、植物の伐採又は移植に係る損失の補償について裁定すること。</p> <p>90 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第137条第2項の規定に基づき、植物の伐採又は移植に係る損失の補償について裁定すること。</p>
--	--	---

（出納局決裁規程の一部改正）

第2条 出納局決裁規程（昭和42年兵庫県訓令甲第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次の1号を加える。

(5) 財務規則第123条の2の規定によりその例によるものとされる同規則第123条の規定に基づき、同規則第65条第1項の規定の例により1件50万円未満の繰替運用に係る歳計現金の払出命令を確認すること。

別表第1会計課の項会計管理者決裁事項の欄2中「及び基金」を削り、同欄3を削り、同欄4中「払出命令」の右に「(普通会計への取崩し及び歳計現金への繰替運用に係るものを除く。)」を加え、同欄4を同欄3とし、同項出納局長専決事項の欄1中「及び基金」を削り、同欄2を削り、同欄3を同欄2とし、同欄4中「払出命令」の右に「(普通会計への取崩し及び歳計現金への繰替運用に係るものを除く。)」を加え、同欄4を同欄3とする。

(地方機関処務規程の一部改正)

第3条 地方機関処務規程(昭和43年兵庫県訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「規則」を「及び規則」に改め、「及び県立大学の学長」を削り、同条第6号中「第387条、第392条並びに第393条」を「並びに第387条」に改める。

第6条第1項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

第9条第2項ただし書及び第9条の2を削る。

第10条中「前2条」を「前条」に改める。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄1の10から1の16までを削り、同欄2から62までを次のように改める。

2 受動喫煙の防止等に関する条例(平成24年兵庫県条例第18号)第17条の規定に基づき、施設管理者に対し、必要な指導又は助言をすること。

3 受動喫煙の防止等に関する条例第18条第1項及び第2項の規定に基づき、施設管理者に対し、受動喫煙の防止等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすること。

4 受動喫煙の防止等に関する条例第18条第3項の規定に基づき、同条第1項又は第2項に規定する勧告を受けた施設管理者がその勧告に従わなかった旨を公表すること。

5 受動喫煙の防止等に関する条例第18条第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する勧告に従わなかった施設管理者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

6 受動喫煙の防止等に関する条例第21条第1項の規定に基づき、施設管理者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な場所に立入検査をさせ、若しくは関係者に質問をさせること。

7から62まで 削除

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄211の6中「第4条第4項」を「第4条第2項」に改め、同欄211の7中「第4条第5項」を「第4条第3項」に改め、同欄278の12を同欄278の16とし、同欄278の11の次に次のように加える。

278の12 薬事法第14条第1項の規定に基づき、薬局製造販売医薬品の製造販売を承認すること。

278の13 薬事法第14条第9項の規定に基づき、同条第1項の承認を受けた薬局製造販売医薬品の品目について承認された事項の一部の変更を承認すること。

278の14 薬事法第14条第10項の規定に基づき、同条第1項の承認を受けた薬局製造販売医薬品の品目について承認された事項の軽微な変更の届出を受理すること。

278の15 薬事法第14条の9の規定に基づき、薬局製造販売医薬品の製造販売の届出を受理すること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄279中「卸売一般販売業」を「卸売販売業」に改め、同欄280中「配置販売業以外の」を削り、同欄292の7中「(配置販売業を除く。)」を削り、同欄293の3から293の6までを削り、同欄293の7中「改正省令」を「薬事法施行規則等の一部を改正する省令(平成21年厚生労働省令第10号。293の4から293の6までにおいて「改正省令」という。)」に、「既存薬種商等」を「薬事法附則第6条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者」に改め、同欄293の7を同欄293の3とし、同欄293の8を同欄293の4とし、同欄293の9を同欄293の5とし、同欄293の10中「既存薬局開設者、既存一般販売業者又は既存薬種商等」を「薬事法附則第6条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者」に改め、同欄293の10を同欄293の6とし、同部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄3中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)」に改め、同欄80中「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」を「障害者総合支援法」に改め、同欄81、82及び84から87の13までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同欄87の14から87の20までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に、「指定一般相談支援事業者」を「指定相談支援事業者」に改め、同欄88から93までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同欄98の5の次に次のように加える。

98の6 児童福祉法第21条の5の25第2項の規定に基づき、指定障害児事業者からの業務管理体制の整備に関する事項の届出を受理すること。

98の7 児童福祉法第21条の5の25第3項又は第4項の規定に基づき、指定障害児事業者からの業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出を受理すること。

98の8 児童福祉法第21条の5の26第1項の規定に基づき、指定障害児事業者に対し、報告等を命じ、出頭を求め、又は関係者に対して質問させ、若しくは立入検査をさせること。

98の9 児童福祉法第21条の5の27第1項の規定に基づき、指定障害児事業者に対し、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告すること。

98の10 児童福祉法第21条の5の27第2項の規定に基づき、指定障害児事業者が勧告に従わなかったことを公表すること。

98の11 児童福祉法第21条の5の27第3項の規定に基づき、指定障害児事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第1健康福祉事務所及び但馬長寿の郷の部芦屋健康福祉事務所、宝塚健康福祉事務所、加古川健康福祉事務所、加東健康福祉事務所、中播磨健康福祉事務所、龍野健康福祉事務所、豊岡健康福祉事務所、丹波健康福祉事務所及び洲本健康福祉事務所の項県民局長委任事項の欄104の次に次のように加える。

104の2 児童福祉法第24条の19の2において準用する同法第21条の5の25第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設の設置者からの業務管理体制の整備に関する事項の届出を受理すること。

104の3 児童福祉法第24条の19の2において準用する同法第21条の5の25第3項又は第4項の規定に基づき、指定障害児入所施設の設置者からの業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出を受理すること。

104の4 児童福祉法第24条の19の2において準用する同法第21条の5の26第1項の規定に基づき、指定障害児入所施設の設置者に対し、報告等を命じ、出頭を求め、又は関係者に対して質問させ、若しくは立入検査をさせること。

104の5 児童福祉法第24条の19の2において準用する同法第21条の5の27第1項の規定に基づき、指定障害児入所施設の設置者に対し、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告すること。

104の6 児童福祉法第24条の19の2において準用する同法第21条の5の27第2項の規定に基づき、指定障害児入所施設の設置者が勧告に従わなかったことを公表すること。

104の7 児童福祉法第24条の19の2において準用する同法第21条の5の27第3項の規定に基づき、指定障害児入所施設の設置者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

104の8 児童福祉法第24条の38第2項の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者からの業務管理体制の整備に関する事項の届出を受理すること。

104の9 児童福祉法第24条の38第3項又は第4項の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者からの業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出を受理すること。

104の10 児童福祉法第24条の39第1項の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者に対し、報告等を命じ、出頭を求め、又は関係者に対して質問させ、若しくは立入検査をさせること。

104の11 児童福祉法第24条の40第1項の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者に対し、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告すること。

104の12 児童福祉法第24条の40第2項の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者が勧告に従わなかったことを公表すること。

104の13 児童福祉法第24条の40第3項の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長委任事項の欄38の次に次のように加える。

38の2 養蜂振興法(昭和30年法律第180号)第9条第1項の規定に基づき、養蜂業者から必要な報告を徴し、又は施設等について立入検査をさせること。

別表第1農林振興事務所及び農林水産振興事務所の部農林振興事務所及び農林水産振興事務所の項県民局長専決事項の欄55中「第10条の5第7項」を「第10条の5第9項」に改め、同欄56中「第10条の5第8項」を「第10条の5第10項」に、「市町森林整備計画の決定の通知」を「市町森林整備計画書の写し」に改め、同欄57中「変更する」を「変更すべき」に改め、同欄59中「分収育林契約」を「分収育林契約等」に改め、同欄60中「第10条の11の7」を「第10条の11の8第1項又は第2項」に、「分収育林契約」を「分収育林契約等」に改め、同欄61中「及び同法第18条第2項、第18条の3第3項又は第18条の4第5項若しくは第6項の規定により適用される場合」及び「又は第18条の2第3項(同法第18条の4第2項の規定により適用される場合を含む。)」を削り、「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同欄62から64までの規定中「(同法第18条第2項、第18条の3第3項又は第18条の4第5項若しくは第6項の規定により適用される場合を含む。)」を削り、「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同欄65中「(同法第18条第2項、第18条の3第3項又は第18条の4第5項若しくは第6項の規定により適用される場合を含む。)」又は第18条の3第4項(同法第18条の4第5項の規定により適用される場合を含む。))」を削り、「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、

同欄66中「(同法第18条第2項、第18条の3第3項又は第18条の4第5項若しくは第6項の規定により適用される場合を含む。)」を削り、「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同欄88中「林業等振興資金融通暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」に改め、同欄89及び90中「林業等振興資金融通暫定措置法施行令」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令」に改め、同欄91中「森林の保健機能の増進に係る特別措置法」を「森林の保健機能の増進に関する特別措置法」に、「森林施業計画」を「森林経営計画」に改め、同欄135を同欄136とし、同欄134の次に次のように加える。

135 土地改良法第89条の2の規定に基づく県営換地事業に係る同条第10項において準用する同法第55条の規定に基づき、登記を嘱託し、若しくは嘱託を取り下げ、又は受領すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項 県民局長委任事項の欄146の13の次に次のように加える。

146の21 総合治水条例第38条第1項の規定に基づき、浸水が想定される区域を指定すること。

146の22 総合治水条例第55条第1項の規定に基づき、開発行為の対象である土地、重要調整池その他の場所への立入検査をさせ、又は関係者に質問をさせること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項 県民局長委任事項の欄中146の13を140の20とし、146の4から146の12までを146の11から146の19までとし、146の3の次に次のように加える。

146の4 総合治水条例第11条第1項の規定に基づき、開発行為の届出を受理すること。

146の5 総合治水条例第12条第1項の規定に基づき、重要調整池の設置を命ずること。

146の6 総合治水条例第12条第2項の規定に基づき、開発者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずること。

146の7 総合治水条例第13条第2項の規定に基づき、設置された調整池について検査を行うこと。

146の8 総合治水条例第13条第2項の規定に基づき、設置された調整池が技術的基準に適合する旨を告示すること。

146の9 総合治水条例第15条の規定に基づき、重要調整池の所有者等に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずること。

146の10 総合治水条例第16条の規定に基づき、同条例第14条第1項の義務を免除すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項 県民局長委任事項の欄343から364までを次のように改める。

343から364まで 削除

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項 県民局長委任事項の欄366から376までを次のように改める。

366から376まで 削除

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項 県民局長委任事項の欄594中「風景形成基準」を「広域景観形成基準」に改め、同欄中617を621とし、605から616までを609から620までとし、同欄604中「第27条の15第3項」を「第27条の22第3項」に改め、同欄604を同欄608とし、同欄603中「第27条の15第2項」を「第27条の22第2項」に改め、同欄603を同欄607とし、同欄602の次に次のように加える。

603 景観条例第27条の17の規定に基づき、管理不全状態にある建築物等その他の物件の所有者等に対し、必要な指導又は助言をすること。

604 景観条例第27条の18第1項の規定に基づき、管理不全状態を解消するために必要な措置をとるべきことを勧告すること。

605 景観条例第27条の19第1項の規定に基づき、景観支障状態を解消するために必要な措置をとるべきことを命令すること。

606 景観条例第27条の20第1項の規定に基づき、建築物等その他の物件の所有者等に対して報告を求め、又は建築物等その他の物件の存する土地への立入検査をさせること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項 県民局長専決事項の欄59中「大店立地法」を「大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「大店立地法」という。）」に改め、「(店舗面積が3,000平方メートルを超えるものに限る。60から63までにおいて同じ。)」を削り、同欄59の次に次のように加える。

59の2 大店立地法第5条第3項（大店立地法第6条第3項、第8条第8項又は第9条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、大規模小売店舗の新設等の届出及びその添付書類を縦覧に供すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項 県民局長専決事項の欄60中「及び」を「又は」に改め、同欄61の次に次のように加える。

61の2 大店立地法第8条第3項の規定に基づき、市町及び住民等の意見を縦覧に供すること。

61の3 大店立地法第8条第6項の規定に基づき、同条第4項の規定により県が述べた意見を縦覧に供すること。

61の4 大店立地法第8条第7項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設等の届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を受理すること。

別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項 県民局長専決事項の欄64中「大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例」の右に「(平成17年兵庫県条例第40号。以下「大規模集客施設条例」という。)」を加え、「(床面積が3,000平方メートルを超えるものに限る。65及び66において同じ。)」を削る。

別表第2中

「

<p>県立大学長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常勤講師、客員教員、非常勤研究員、非常勤実習嘱託及び非常勤校医を任免すること。 2 兵庫県立学校授業料等徴収条例（昭和37年兵庫県条例第47号）第8条第1項の規定に基づき、授業料の月額分納又は延納を許可すること。 3 兵庫県立学校授業料等徴収条例第11条の規定に基づき、授業料、入学考査料及び入学料の額の全部又は一部を免除すること。 4 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条第1項の規定に基づき、県立大学教育職員の兼職及び他の事業等への従事を承認すること。 5 職員の職務発明等に関する規則（昭和39年兵庫県規則第106号）第5条第1項の規定に基づき、職務発明の認定等を行うこと。 6 大学教職員住宅管理規則（昭和44年兵庫県規則第23号）の規定に基づく教職員住宅の管理に関する事務を行うこと（同規則第3条第2項、第7条第1項、第18条第2項及び第19条の規定に係るものを除く。）。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育職員の勤務時間の割振りを変更すること。 2 公立学校教育職員等の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第45号）第14条の規定に基づき、給料の調整額を決定すること。 3 特許権、商標権、実用新案権、意匠権、品種登録による権利、プログラム等の著作権及び回路配置利用権又は特許若しくは実用新案、意匠、品種若しくは回路配置利用の登録を受ける権利に関する出願、申請、出願審査の請求、登録、運用、譲渡又は放棄に関する決定を行うこと。 4 県立大学の教育職員の次に掲げる場合における職務に専念する義務を免除すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 職務執行に関し密接な関連のある国若しくは地方公共団体又は公共的団体の職務に従事する場合 (2) 職務執行に関し密接な関連のある国若しくは地方公共団体又は公共的団体が設置する審議会、委員会、学会、研究会等に出席する場合 5 県立大学の教育職員（県立大学長を除く。）に外国旅行を命令し、その復命を受理すること。
--------------	---	---

を

「

<p>県立大学附属高等学校長</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給料の調整額の支給について認定すること。 2 兵庫県立学校授業料等徴収条例（昭和37年兵庫県条例第47号）第11条の規定に基づき、授業料、入学考査料及び入学料 	<ol style="list-style-type: none"> 1 次に掲げる場合における職務に専念する義務を免除すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 職務執行に関し密接な関連のある国若しくは地方公共団体又は公共的団体の職務に従事する場合
--------------------	---	---

	の額の全部又は一部を免除すること。	(2) 職務執行に関し密接な関連のある国若しくは地方公共団体又は公共的団体が設置する審議会、委員会、学会、研究会等に出席する場合 2 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条第1項の規定に基づき、職員の兼職及び他の事業等への従事を承認すること。
県立大学 附属中学校 校長	1 職員の給料の調整額の支給について認定すること。 2 兵庫県立学校授業料等徴収条例第11条の規定に基づき、入学考査料の額の全部又は一部を免除すること。	1 次に掲げる場合における職務に専念する義務を免除すること。 (1) 職務執行に関し密接な関連のある国若しくは地方公共団体又は公共的団体の職務に従事する場合 (2) 職務執行に関し密接な関連のある国若しくは地方公共団体又は公共的団体が設置する審議会、委員会、学会、研究会等に出席する場合 2 教育公務員特例法第17条第1項の規定に基づき、職員の兼職及び他の事業等への従事を承認すること。

に改め、同表県立健康生活科学研究所長の項専決事項の欄中52を56とし、40から51までを44から55までとし、同欄44の前に次のように加える。

42 消費者安全法（平成21年法律第50号）第12条第1項又は第2項の規定に基づき、内閣総理大臣に対し、消費者事故等の概要等を通知すること。

43 消費者安全法第45条第1項の規定に基づき、事業者に対し、必要な報告を求め、事務所等に立ち入らせ、必要な調査若しくは質問をさせ、又は物品を集取させること。

別表第2 県立健康生活科学研究所長の項専決事項の欄中39を41とし、36から38までを38から40までとし、同欄35中「債務等」を「業務又は財産」に改め、同欄35を同欄37とし、同欄34を同欄36とし、同欄33中「若しくは業務提供誘引販売業を行う者」を「、業務提供誘引販売業を行う者若しくは購入業者」に改め、同欄33を同欄35とし、同欄32を同欄34とし、同欄31の次に次のように加える。

32 特定商取引法第58条の12の規定に基づき、購入業者に対し、必要な措置を指示すること。

33 特定商取引法第58条の13の規定に基づき、購入業者に対し、訪問購入に関する業務の全部又は一部の停止を命じ、及びその旨を公表すること。

別表第2 精神保健福祉センター所長の項委任事項の欄6及び専決事項の欄2中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改め、同表家畜保健衛生所長の項委任事項の欄6の次に次のように加える。

6の2 家畜伝染病予防法第13条の2第1項の規定に基づき、獣医師等から家畜の症状の届出を受理すること。

附 則

(施行期日)

- この訓令は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中決裁規程別表第1 県土整備部の部都市政策課の項局長専決事項の欄37及び36の改正規定、同欄38の前に次のように加える改正規定並びに同欄30及び29の改正規定並びに第3条中地方機関処務規程別表第1 土木事務所、尼崎港管理事務所、姫路港管理事務所及び但馬空港管理事務所の部土木事務所の項県民局長委任事項の欄594の改正規定、同欄中617を621とし、605から616までを609から620までとする改正規定、同欄604の改正規定、同欄604を同欄608とする改正規定、同欄603の改正規定、同欄603を同欄607とする改正規定及び同欄602の次に次のように加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）前に行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）第383条第1項に規定する県民局長（以下「県民局長」という。）が受理した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「大店立地法」という。）第5条第1項、第6条第1項及び第2項並びに附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る大規模小売店舗（大店立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。以下同じ。）の新設又は変更に関する大店立地法の規定に基づく権限の行使については、第1条の規定による改正後の決裁規程（以下「改正後の決裁規程」という。）又は第3条の規定による改正後の地方機関処務規程（以下「改正後の地方機関処務規程」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前に県民局長が受理した大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（平成17年兵庫県条例第40号。以下「大規模集客施設条例」という。）第3条第1項に規定する大規模集客施設基本計画書（以下「基本計画書」という。）に係る大規模集客施設条例第2条第2項に規定する大規模集客施設の新築等に関する大規模集客施設条例の規定に基づく権限の行使については、改正後の決裁規程及び改正後の地方機関処務規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。



兵庫県訓令第2号

本 庁
地 方 機 関

行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整理に関する訓令

（職員服務規程の一部改正）

第1条 職員服務規程（昭和36年兵庫県訓令甲第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「本庁の部長」の右に「、知事公室長」を加え、同条第3号中「、知事室長」を削り、「広報課長」の右に「、情報企画課長、大学課長」を、「広域行政課長」の右に「、エネルギー対策課長」を加える。

（職員被服等貸与規程の一部改正）

第2条 職員被服等貸与規程（昭和37年兵庫県訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

別表15の款中「診療エツクス線」を「診療エックス線」に改め、同表43の款を次のように改める。

43 削除		
-------	--	--

（入札参加者審査会規程の一部改正）

第3条 入札参加者審査会規程（昭和41年兵庫県訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

別表第3病院部会の款淡路病院分科会の項を次のように改める。

淡路医療センター分科会	県立淡路医療センター
-------------	------------

（執務環境規程の一部改正）

第4条 執務環境規程（昭和49年兵庫県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「いす」を「椅子」に改め、「出納局管理課長が」の右に「企画県民部情報企画課システム管理室長、」を加え、「、企画県民部管理局文書課長及び企画県民部企画財政局情報企画課システム管理室長」を「及び企画県民部管理局文書課長」に改める。

第5条第1項中「企画県民部企画財政局総務課長」を「企画県民部情報企画課システム管理室長、企画県民部企画財政局総務課長」に改め、「、企画県民部企画財政局情報企画課システム管理室長」を削る。

（職員安全健康管理規程の一部改正）

第5条 職員安全健康管理規程（昭和50年兵庫県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第41条中「（県立大学にあっては、企画県民部管理局教育課大学室長）」を削る。

（情報管理規程の一部改正）

第6条 情報管理規程（昭和51年兵庫県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項中「企画県民部企画財政局長」を「知事公室長」に改め、同条第3項中「各部長（）」を「各局長（政策調整局長、ビジョン局長及び）」に改める。

第5条第1項中「企画県民部企画財政局」を「企画県民部情報企画課システム管理室（以下「システム管理室」という。）」に改め、同条第2項中「企画県民部企画財政局」を「システム管理室」に改め、同条第3項中「知事室長、政策調整局長、ビジョン局長及び」及び「（企画県民部企画財政局長を除く。以下「局長等」という。）」を削り、「企画県民部企画財政局長に」を「知事公室長に」に改める。

第6条中「企画県民部企画財政局情報企画課システム管理室長」を「企画県民部情報企画課システム管理室長」に改める。

第7条中「局長等」を「局長」に改める。

第11条中「各局長等」を「各局長」に、「企画県民部企画財政局長」を「知事公室長」に改める。

第13条第2項中「企画県民部企画財政局」を「システム管理室」に改める。

（附属機関の幹事の指定に関する規程の一部改正）

第7条 附属機関の幹事の指定に関する規程（平成12年兵庫県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

本則の表県民生活審議会の項中

「企画県民部ビジョン課長」

を

「企画県民部大学課長

企画県民部ビジョン課長」

に、

「企画県民部管理局教育課長

企画県民部管理局教育課大学室長」

を

「企画県民部管理局教育課長」

に改め、同表石油コンビナート等防災本部の項中

「健康福祉部健康局薬務課長

産業労働部産業振興局産業保安課長」

を

「企画県民部災害対策局産業保安課長

健康福祉部健康局薬務課長」

に改め、同表環境審議会の項中

「企画県民部ビジョン課長

企画県民部地域振興課エネルギー対策室長」

を

「企画県民部エネルギー対策課長

企画県民部ビジョン課長」

に改める。

（副知事の事務分担に関する規程の一部改正）

第8条 副知事の事務分担に関する規程（平成13年兵庫県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「企画県民部企画財政局」を「企画県民部秘書課、広報課、情報企画課、大学課、企画財政局」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成25年兵庫県条例第17号）附則ただし書に規定する管理規程で定める日から施行する。

公 告

兵庫県告示第544号の4

本庁の課に置く参事並びに県民局、県民局の室及び県民局の事務所に置く参事並びに地方機関に置く参事の名称を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年 3月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

本庁の課に置く参事並びに県民局、県民局の室及び県民局の事務所に置く参事並びに地方機関に置く参事の名称を定める規程の一部を改正する規程

平成16年兵庫県告示第476号の5（本庁の課に置く参事並びに県民局、県民局の室及び県民局の事務所に置く参事並びに地方機関に置く参事の名称を定める規程）の一部を次のように改正する。

別表県民局に置く参事の部東播磨県民局の款中「流域文化参事」を「地域振興参事」に改める。

附 則

この告示は、平成25年 4月 1日から施行する。